令和９年４月１１日執行の岡山県議会議員選挙
臨時啓発事業業者選定要領

１　趣旨

この要領は、市町村課が行う令和９年４月１１日執行の岡山県議会議員選挙臨時啓発事業（以下「臨時啓発事業」という。）の委託業者をコンペ方式で選定する場合の手続について、必要な事項を定めるものとする。

２　選定方法

選定方法は、原則として、次の手順によるものとする。

(1) 一次審査

応募のあった提案の中から、次の者による投票を行い、上位３位の票数を得た提案を選定する。

・市町村課（選挙管理委員会事務局を含む。）各班職員（ただし、班長は除く。）

(2) 二次審査

臨時啓発事業審査会を設置し、次の者を審査員として構成し、一次審査で選ばれた上位３位の票数を得た提案の中から、１提案を選定し、当該提案をした者を臨時啓発事業の受託者として決定する。なお、審査員のうち、提案者に二親等以内の親族を含む等、利害関係が認められる者については、審査に参加しないこととする。

・地域活性化推進監、市町村課長、市町村課副課長、市町村課各班長、公聴広報課職員

３　提案選考基準及び配点

提案された技術提案書等が実施公告及び仕様書で定める条件等を満たしていることを前提として、次の提案選考基準により書類審査を行う。

① 訴求効果（配点２０点）
県民の選挙に対する興味・関心を高め、投票参加意欲を引き出す効果が期待できる内容となっているか。

② 若年層への啓発（配点２５点）
特に投票率の低い若年層（10～20代）対策として、若者の関心を引き付ける内容が盛り込まれているか。

③ 統一イメージ（デザイン・標語）（配点１０点）
投票行動につながるイメージ（デザイン・標語）であるか。

④ 独自提案（配点２０点）
必須項目以外の提案において、独自の視点やアイデアが含まれているか。

⑤ スケジュール（配点５点）
啓発を行うために適切なスケジュールが考えられているか。

⑥ 体制（配点５点）
事業を実施するうえで十分な組織体制が構築されているか。

⑦ 実績（配点５点）
過去5年以内に、本事業の類似事業の実績が示されており、その実績が豊富であり適切に履行されているか。

⑧ 価格（配点１０点）
満点×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格
※小数点以下は切り捨て

(1) 一次審査

提案選考基準及び配点により、各投票者は応募のあった提案を評価し、最上位提案に２票、次点に１票を投票する。

(2) 二次審査

提案選考基準及び配点により、臨時啓発事業審査会委員が一次審査で選定された提案を評価する。

４　この要領に定めるもののほか、必要な事項は市町村課長が別に定める。

附　則

この要領は、令和８年11月13日から施行する。